

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年3月まで

私は、20歳で国民年金に加入し、国民年金加入期間は、すべて国民年金保険料を納付していた。納付書が送付されてくれば、そのまま放置し、未納にすることは絶対あり得ない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行われていることから、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間中の昭和40年2月20日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号払出日を基準にすると、申立期間の保険料は現年度納付が可能であったものの、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間については検認印が無いことから、過年度納付書が発行、送付されたものとみられ、保険料の納付意識が高かった申立人が当該納付書により保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年3月まで

申立期間については、元夫と共に個人事業を始めた時期であった。国民年金加入手続や保険料納付の記憶は明確ではないが、税金や公共料金、国民年金保険料については請求があれば必ず納付するよう心がけていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年12月に資格取得日を44年3月1日として払い出されており、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この時期を基準とすると、申立期間のうち、同年3月から同年9月までの期間については特例納付が、同年10月から45年3月までの期間については過年度納付がそれぞれ可能であった。

さらに、A社会保険事務局では、当時の事務取扱いとして過年度納付が可能な期間の納付書は作成、送付されていたと考えられるとしている上、申立人の納付記録において納付済みとされている昭和45年度の保険料は過年度納付されたものと見受けられることから、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの保険料については、納付意識が高かった申立人が、送付された納付書により同様に過年度納付したとしても不自然ではない。

しかしながら、特例納付については、被保険者からの申出によって行われる

ものであり、申立人に聴取しても特例納付に係る記憶は無いことから、昭和44年3月から同年9月までの保険料を納付していたとまでは推認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年4月から43年3月まで

申立期間の国民年金保険料が納付済みと記録された社会保険庁の書類と、古い国民年金手帳を持っていた。これらは紛失してしまったが、A市で両親が私の国民年金加入手続を行った後、婚姻後に転居したB市で、自分でも保険料を納付していたことを覚えている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、うち1回目の国民年金手帳記号番号はA市で、申立人の婚姻前の姓で払い出されたものである。その払出時期から、申立人の1回目の国民年金加入手続は昭和37年2月ごろに行われたと推認され、申立人の両親が申立人の婚姻（同年3月）前に加入手続してくれたとする申立人の説明と一致する。

また、申立人が婚姻しB市へ転居した後の昭和37年度及び38年度の国民年金保険料は納付済みと記録されており、この保険料は、1回目の国民年金手帳記号番号で納付されたことが、社会保険庁が保管する当該記号番号に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できる。当該被保険者台帳では申立人の住所はA市のままとされているが、申立人は同市で保険料を納付したことは無いとしていることから、申立人の両親が申立人の婚姻前に加入手続を行った上で、婚姻後も同市で保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立人の1回目の国民年金加入手続が行われたと推認される時点

では、申立期間①の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人の婚姻、転居後の保険料を納付していた申立人の両親が、申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 申立人の1回目の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳には、昭和40年12月に不在被保険者とされた旨の記載がある。これは、申立人がB市へ転居後に国民年金の住所変更手続を行っていない上、昭和39年度以降の保険料が納付されなかったためと考えられる。1回目の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳では、不在被保険者が取り消された記載は無く、申立人は、不在被保険者とされて以降、当該記号番号により保険料を納付することは無かったと考えられるほか、申立人の両親が死亡しているため、申立期間②の保険料の納付について、両親に確認することはできない。

また、申立人は、その両親がA市で国民年金の加入手続をしてくれたので、B市へ転居後に保険料を納付していたとしているが、同市へ転居後の国民年金の手続（住所変更手続等）の記憶は無いほか、同市で集金人に保険料を納付し始めた時期についての記憶も無いとしている。

さらに、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は、B市で昭和43年4月にその夫と連番で払い出されたと記録されている。申立人は当該記号番号により、同年2月に強制加入として国民年金の資格を取得しているほか、上記の二つの国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の2回目の国民年金加入手続は昭和43年4月ごろに行われたものと推認され、申立期間②の当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間②のうち同年1月以前は、資格取得前の期間であり、2回目の国民年金手帳記号番号により保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の2回目の国民年金加入手続が行われた時点では、申立期間のうち、昭和43年2月及び同年3月の保険料を納付することが可能であるが、国民年金手帳記号番号が連番で払い出された申立人の夫も当該期間の保険料は未納であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は昭和47年3月に婚姻し、国民年金に加入した。夫婦で自営業を行っており、保険料は私の分も夫が納付していた。夫は払うべきものは必ず払う性格なので、自分の保険料だけ納付し私の分を納付しないことは有り得ない。また、1年間も未納であれば役所が黙っているわけがなく、督促があれば夫の性格上必ず納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の婚姻後、夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、入院により納付することができなかったとする1年間を除き20歳から60歳までの保険料をすべて納付している。申立人も、婚姻直後であったため納付することができなかったかもしれないとする6か月以外には、60歳に到達するまでの保険料の未納は申立期間の1年間のみであり、その夫の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫は共に、申立期間直前の昭和48年度及び49年度の国民年金保険料を現年度納付し、申立期間直後の51年度の保険料は前納しているなど、夫婦が同様に保険料を納付していた状況がうかがわれる。社会保険庁の記録では、申立人の夫は申立期間の保険料を前納したと記録されており、夫が自身の保険料を前納したにもかかわらず、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年11月までの期間及び3年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成2年11月まで
② 平成3年4月から同年6月まで
③ 平成3年10月から同年12月まで

結婚して最初に届いたのが、国民年金のお知らせだった。夫の父親から、すぐ手続をして、納付していない保険料を納付するように言われ、夫と一緒に町役場に行き、加入手続と保険料納付をした。その時納付したのは、25万円ぐらいだったと思う。今回、未納とされていることを知り、役場で調べてもらったところ、完納の記録も確認できたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は申立人の婚姻直後の平成4年12月ごろに行われたものと推認され、その時点で昭和63年4月にさかのぼって資格（第1号被保険者）を取得している。社会保険庁の記録では、平成21年6月に、3年2月から同年11月までが厚生年金保険被保険者期間であることが判明したために、国民年金の資格記録の訂正が行われたことが記録されており、このことから、申立人の加入手続時点から21年6月までは、申立期間はすべて第1号被保険者期間として記録されていたことが確認できる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたときにA町が作成していた申立人の被保険者名簿には、昭和63年度から平成4年度までの保険料はすべて納付済みと記載されており、これにより、申立期間の保険料が納付されていたことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和63年4月から平成2年10月までは、時効により保険料を納付することができない期間である。しかし、上記のとおり、A町の被保険者名簿の記録により当該期間の保険料が納付されていたことが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録等に当該期間の保険料の還付記録は無く、別の期間の保険料に充当された記録も無い。このことから、申立人の当該期間の保険料相当額は、長期間、国庫歳入金として扱われていたと推認でき、時効により納付できないことを理由として、当該期間の保険料の納付を認めないのは信義則に反すると考えられる。

一方、申立期間のうち平成3年4月から同年6月までの期間、同年10月及び同年11月は厚生年金保険被保険者期間で、国民年金被保険者となり得る期間ではないことは明らかであり、当該期間の納付記録を訂正することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年11月までの期間及び3年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月27日から同年9月29日まで

私は、A社の代表取締役として、申立期間当時、毎月50万円から60万円の報酬を受け取っていた。

しかし、私の知らない間に申立期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられており納得できない。

報酬に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立人の主張する50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年9月29日）の後の7年5月18日付けで、6年5月から同年8月までの標準報酬月額が50万円から8万円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において同社の代表取締役であったものの、平成7年3月*日に代表取締役を退任しており、当該^{そきゅう}遡及訂正処理が行われた時点では取締役^{そきゅう}に就任していないことが確認できるところ、当該時期の申立人について、同社の従業員は、「申立人は、会社の仕事をしていなかった。」としていることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月26日から同年5月6日まで

私は、昭和53年3月から平成9年6月まで継続してA社に勤務していた。社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格を5年2月に一度喪失し、同年5月に再取得したとされている。給与明細書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、雇用保険の記録等により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社は、申立期間において、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、申立期間において、法人登記簿により、法人格を有していることが確認でき、また、申立人の勤務実態も役員の証言、雇用保険の記録等から認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であり、事業主も保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成2年4月及び同年5月は38万円、同年9月は28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月1日から平成12年3月1日まで

A社における私の給料支払明細書と社会保険庁の標準報酬月額の記録が大幅に異なっている。一部期間について給料支払明細書を保管しているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年4月、同年5月及び同年9月については、申立人が提出した給料支払明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、2年4月及び同年5月は38万円、同年9月は28万円であり、総支給額に見合う標準報酬月額は、2年4月及び同年5月が44万円、同年9月が41万円であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額から、平成2年4月及び同年5月は38万円、同年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料も無く不明であるとしており、ほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月については、申立人が提出した平成3年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書に記載されている社会保険料控除額によれば、申立人が給与から控除されていた厚生年金保険料は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも低額であると推認できる。

3 申立期間のうち、平成2年12月、3年1月、同年5月から同年8月までの期間、同年10月、4年1月、同年4月から同年9月までの期間及び同年11月から6年5月までの期間については、給料支払明細書により、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月収入(総支給額)を得ていたことは確認できるものの、給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から算定した標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えないことが確認できる。

4 申立期間のうち、上記以外の期間については、申立人は、厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を保管していない上、保険料控除額や具体的な支給総額について覚えていないとしている。

また、A社も、当時の資料は保存期間経過のため処分しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとしている上、当時の事務担当者とも連絡を取ることができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和60年3月1日から平成2年4月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から12年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成8年12月、9年1月、同年3月、同年5月、10年9月、11年1月及び同年9月は17万円、9年2月は14万2,000円、同年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び11年2月は16万円、9年9月は15万円、同年11月から10年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、11年3月、同年5月から同年8月までの期間及び同年10月から12年1月までの期間は18万円、11年4月は12万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成15年11月1日まで
給料から引かれていた厚生年金保険料の半分ぐらいしか社会保険庁に納付されていない。適切な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、昭和62年6月から平成元年9月までの期間については8万6,000円、同年10月から3年9月までの期間については9万2,000円、同年10月から6年10月までの期間については8万6,000円、同年11月から12年9月までの期間については9万2,000円、同年10月から15年8月までの期間については9万8,000円、同年9月及び同年10月については13万4,000円とされている。

しかしながら、申立期間のうち、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成8年12月及び9年2月から同年9月までの期間は17万円、同年10月から10年1月までの期間、同年6月から同年11月までの期間及び11年1月から12年1月までの期間は18万円であることが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人から提出された給料支払明細書に記載のある総支給額に見合う標準報酬月額は、平成8年12月、9年3月、同年5月、10年9月、11年1月及び同年9月は17万円、9年2月は14万2,000円、同年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び11年2月は16万円、9年9月は15万円、同年11月から10年1月までの期間、同年10月及び11年6月は18万円、10年6月から同年8月までの期間、同年11月、11年5月、同年7月、同年8月及び同年10月から12年1月までの期間は20万円、11年3月は19万円、同年4月は12万6,000円と確認できる。

さらに、申立人から給与明細書を提出されていない期間のうち、平成9年1月についてはその前後における給与明細書上の保険料控除額が同額の1万5,580円であること、及び社会保険庁の記録においても当該期間及びその前後の標準報酬月額に差異が無く、同様に10年2月から同年5月までの期間及び同年12月についてもその前後における給与明細書上の保険料控除額が同額の1万5,962円であること、及び社会保険庁の記録においても当該期間及びその前後の標準報酬月額に差異が無いことから、9年1月は、申立人は、厚生年金保険料として1万5,580円を、10年2月から同年5月までの期間及び同年12月は1万5,962円を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間の標準報酬月額については、保険料控除額及び報酬月額から、平成8年12月、9年3月及び同年5月は17万円、同年11月から10年1月までの期間、同年10月及び11年6月は18万円、報酬月額から、9年2月は14万2,000円、同年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び11年2月は16万円、9年9月は15万円、10年9月、11年1月及び同年9月は17万円、同年4月は12万6,000円、保険料控除額から、10年6月から同年8月までの期間、同年11月、11年3月、同年5月、同年7月、同年8月及び同年10月から12年1月までの期間は18万円、推認される保険料控除額から、9年1月は17万円、10年2月から同年5月までの期間及び同年12月は18万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額及び推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額及び推認される保険料控除額に見

合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成12年2月から14年1月までの期間及び同年3月から同年6月までの期間は、給与明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額は社会保険庁の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

また、平成14年2月及び同年7月から15年8月までの期間は、12年12月から14年1月までの期間及び同年3月から同年6月までの期間における保険料控除額から推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致しているものと推認されることから、記録を訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間のうち、昭和62年6月から平成8年11月までの期間、15年9月及び同年10月は、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料は無く、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年9月から7年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を6年9月及び同年10月は17万円、同年11月から7年9月までの期間は14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から8年1月21日まで

勤務してしばらくの間は通常どおりの給与が支給されていたが、ある時、事業主から「給与から控除される社会保険料、市民税、所得税が安くなる得な方法がある。」と言われた。その後は銀行振込みされる給与額が減少し、残りの給与は給与支払日に手渡しされた。そのため、6年から大きく減っている標準報酬月額について、適正な金額に変更してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成6年9月は17万円、同年10月から7年9月までの期間は14万2,000円と記録されていたところ、同年9月26日付けで、6年9月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、その後、7年の定時決定でも同額とされ、資格喪失日の8年1月21日まで継続していることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された給与明細書により、当該事業所においては、平成6年9月及び同年10月については、^{そきゅう}遡及訂正される前の同年9月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、また、同年11月から7年7月までについては、同じく^{そきゅう}遡及訂正前の6年11月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、当該訂正・取消処理は、既に被保険者資格を喪失した者を含む36人の同僚に対しても行われており、男性は9万8,000円、女性は9万2,000

円に減額変更されている。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の事業主は既に死亡しているため確認できず、申立人の同僚からも、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の平成6年9月及び同年10月の厚生年金保険料は、^{そきゅう}遡及訂正前の同年9月の標準報酬月額（17万円）に見合う保険料が、同年11月から7年9月までは、^{そきゅう}遡及訂正前の6年11月の標準報酬月額（14万2,000円）に見合う保険料が控除されていたと推認され、申立人について、同年9月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額については、同年9月及び同年10月は17万円、同年11月から7年9月までの期間は14万2,000円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年1月21日までの期間については、申立人に係る社会保険庁の記録は^{そきゅう}遡及訂正されておらず、申立人は、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料を所持していないほか、申立てに係る事業所及び同僚に聴取しても周辺事情が見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年9月から17年1月までは36万円、同年2月から18年6月までの期間及び同年10月は38万円、同年7月、同年9月及び同年12月は50万円、同年8月は47万円、同年11月及び19年1月から同年8月までの期間は41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から19年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額と著しく異なるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、いずれの月も11万8,000円とされている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、平成16年9月から17年1月までは36万円、同年2月から18年6月までは38万円、同年7月から同年9月までは56万円、同年10月から19年7月までは50万円、同年8月は41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年9月から17年1月までは36万円、同年2月から18年6月までは38万円、同年12月は50万円とし、給与支給明細書において確認できる報酬月額から、同年7月及び同年9月は50万円、同年8月は47万円、同年10月は38万円、同年11月及び19年1月から同年8月までの期間は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成18年7月及び同年9月から19年8月までの期間については22万円、18年8月については20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月3日から19年9月29日まで

私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際に支給を受けていた給与額と著しく異なるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、いずれの月も9万8,000円とされている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間について22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除（ただし、平成18年7月の保険料は、同年9月の給与から2か月分控除。）されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年7月及び同年9月から19年8月までの期間については22万円とし、給与支給明細書において確認できる報酬月額が

ら、18年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月17日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月17日から同年5月7日まで
② 昭和31年7月30日から同年8月1日まで

私は、昭和31年4月17日にA社に入社し、平成12年6月30日まで同社及び同社の関連会社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和31年5月7日にA社B支店で厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月30日に被保険者資格を喪失した後、同年8月1日に同社C支店で被保険者資格を再取得していることが認められる。

しかし、A社から提出された従業員カード（異動歴）、同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和31年4月17日に同社に入社し、平成12年6月30日に退職するまで、継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人が同期入社としている同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和31年4月1日であることが確認できることに加え、当該同僚は、「申立人は、同年4月の途中、第二次募集により入社し、私の研修終了の数日後にB支店に来た。C支店に異動してからもずっと一緒に勤務した。」と証言している。

さらに、A社の事務担当者は、「申立期間における申立人に係る厚生年金保

険料の徴収及び納付については不明だが、被保険者資格取得手続の有無にかかわらず、社員として採用している以上、給与計算事務上は、保険料を徴収していたものと推測できる。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和31年4月17日からA社B支店に継続して勤務し（同年8月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年5月及び同年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年3月1日から36年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から36年7月1日まで

昭和28年にA社に入社し、36年6月ごろまで勤めたが、厚生年金保険の記録が32年2月までとされている。

資格喪失日を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和34年1月及び35年1月のA社の集合写真に申立人が写っていること、複数の同僚が申立人の申立期間の勤務を証言していること、及び36年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚は、「私がA社を退社した際に、申立人は在籍していた。」と具体的に証言していることから、申立人は、少なくとも同年1月まで同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している複数の同僚は、申立人は一貫して同じ仕事を担当しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人はA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和32年3月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年2月1日から同年7月1日までの期間については、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和36年2月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日は、昭和28年2月23日及び30年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年2月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から30年1月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日(同年2月23日)から30年2月1日まで

私は、昭和28年4月1日から37年12月末日まで、B社に勤めていたが、厚生年金保険の記録が30年2月1日からとされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の前身会社A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号が同姓の同僚のものが記載されている厚生年金保険被保険者記録(昭和28年2月23日に資格取得、30年2月1日に資格喪失。)が基礎年金番号に統合されないままになっている。

また、複数の同僚及び経理担当者は、申立人がB社及びA社で勤務していたことを証言していることから、当時、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和28年2月23日、資格喪失日は30年2月1日であると認められる(ただし、申立人は、直前の事業所において、28年4月1日まで被保険者記録がある。)

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和28年2月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から30年1月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から32年1月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までは8,000円、同年10月から同年12月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月7日から32年1月7日まで

私は、昭和31年1月から32年3月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間にA社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している上司のA社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和30年9月20日から申立期間内の31年11月22日までであることが確認できるとともに、申立人は同年4月の社員旅行の写真を保管しており、その中に申立人が写っていることが確認できることから、申立人は申立期間のうち、少なくとも同年4月以降の期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚18人に照会し、8人から回答を得た結果、2人が申立人を記憶しているとともに、当該同僚から申立人の職種や雇用形態などが申立期間前後で変わったとする証言は無かった。

さらに、当該8人の同僚のうち、1人は、「申立期間当時、3か月程度の試用期間として厚生年金保険の被保険者とされない期間があったと思う。」としているものの、ほかの7人からは、試用期間があったとする証言は無く、同社においては、採用後一定期間を経てから厚生年金保険の被保険者とするような慣例があったことがうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和31年4月1日であるとともに、申立人は、同年4月1日から32年1月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年1月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、31年4月から同年9月までは8,000円、同年10月から同年12月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和31年1月7日から同年4月1日までの期間については、A社は申立期間当時の人事記録等を保管しておらず、また、上述の同僚からも、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言を得ることもできず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月23日から39年4月10日まで
② 昭和39年4月14日から同年5月21日まで
③ 昭和39年5月21日から52年3月1日まで
④ 昭和52年3月1日から平成元年2月1日まで
⑤ 平成2年4月2日から同年10月1日まで
⑥ 平成2年10月1日から4年4月21日まで

申立期間①、③及び④に係る私の標準報酬月額は、各社での給与手取り額と相違する。実際の給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間⑤及び⑥に係る標準報酬月額について社会保険庁の記録について不自然さが無いかを調査してほしい。

(調査過程で、申立人から厚生年金保険の新規適用前のA社の給与支払明細書の提出があり、保険料が控除されているので、申立人の同意のもと、申立期間②を申立てに追加した。)

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録及び給与支払明細書により、申立人は、A社に昭和39年4月14日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和39年5月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所としての

記録が無いが、同社は法人事業所であり、当該期間において10人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されることから、当該期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は既に死亡しており、事情を聴取することはできないが、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人から提出された昭和39年1月の給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

また、昭和38年11月、39年2月及び同年3月は、給与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、38年12月は給与明細書が無いことから保険料控除について確認できない。

申立期間③について、申立人から提出された給与明細書によれば、昭和39年5月から40年4月まで、同年6月から41年6月まで、同年8月から44年10月まで、45年8月から49年7月まで、同年10月から50年9月までの期間及び51年10月から52年2月までの期間に係る厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、昭和40年5月、41年7月、44年11月から45年7月まで、49年8月、同年9月、50年10月から51年9月までの期間に係る厚生年金保険料控除額又は報酬月額を基に計算した標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

申立期間④について、申立人から提出された給与明細書によれば、昭和52年3月から55年9月までの期間及び同年11月から平成元年1月までの期間に係る厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、昭和55年10月の厚生年金保険料を基に計算した標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

申立期間⑤及び⑥について、申立人は、当該期間に係る社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を上回った厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかの記憶は無いと証言している。

また、B社は、申立期間⑤当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料については、保存期間経過のため現存していないとして

いる。

さらに、C社は、平成20年7月1日に全喪しており、申立期間⑥に係る申立内容を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

加えて、申立人の当該期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、同僚の記録と比べても、大差は無いものとなっている上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、社会保険庁の記録に不自然さは見られない。

このほか、当該期間に係る申立内容を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③、④、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月1日から36年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年7月1日に、資格喪失日に係る記録を36年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、34年7月から35年7月までを5,000円、同年8月から36年2月までを7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から36年4月1日まで

社会保険事務所の記録によると、申立期間についてA社の厚生年金保険の被保険者記録が無いこととされている。しかし、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があり、自分には無いことに納得できない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同職種の同僚（昭和34年7月1日被保険者資格取得。）は、「自分が入社した時点で申立人は既に入社していた。」と証言しており、申立人の証言と一致する上、申立期間当時のA社の慰安会の写真及びB市から提出された申立人の履歴書から判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年4月から36年2月まで同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社において同時期に勤務し、同じ業務に従事していたとする同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致するため、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格取得の手続を行っていたものと推認される上、資格取得の手続

時期については、複数の同僚の証言から判断すると、入社時から3か月後に行っていたものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月1日から36年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の記録から、昭和34年7月から35年7月までを5,000円、同年8月から36年2月までを7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所に申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年7月1日までの期間については、複数の同僚の証言によると、厚生年金保険被保険者資格を取得させない試用期間であったことが推認されること、また、36年3月1日から同年4月1日までの期間については、B市から提出のあった申立人の履歴書（57年9月*日付けのもの）の記載によると、A社に勤務した期間とされていないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社（昭和35年1月29日にB社に社名変更。）における資格喪失日は37年1月4日、申立期間②について、申立人のB社（実際は同社C支店。（以下「C支店」という。））における資格喪失日は41年7月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年9月から36年12月までは6,000円、40年8月から41年6月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月27日から37年1月4日まで
② 昭和40年8月20日から41年7月8日まで

私は、昭和32年4月から47年11月30日までA社で継続して勤務していた。給与明細書等の保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係るA社の事業主は、「事業所が移転ただけで、厚生年金保険を脱退したことは無い。申立てどおり加入し、保険料を納付していた。」と回答している。

また、雇用保険の記録、事業主及び同僚の証言から、申立人は、昭和31年2月23日から47年11月30日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和34年9月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日より後の同年10月及び35年10月に、申立人、事業主及び同僚一人の標準報酬月額が定時決定されていることが確認できる上、社会保険事務所は、同社が遡及して全喪処理されている旨回答していることから、全喪に係る処理日は不明であるものの、同社の全喪届は、34年9月27日まで遡及して行われたものと認められる

とともに、当該期間において同社が適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、同社が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和34年9月27日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、B社（C支店）における資格取得日と同日の37年1月4日であると認められる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社（C支店）は、当該期間の後の昭和41年7月30日付けで、40年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した記録のある者が多数存在すること、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、「取得月日訂正 40.10.18」の押印がある者が存在すること、及び同年10月1日に月額算定の記録がある者が複数存在することから、当該期間において同社が適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、同社が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和40年8月20日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社（C支店）における資格喪失日は、B社（実際は、同社D支店）における資格取得日と同日の41年7月8日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票の記録から、昭和34年9月から36年12月までを6,000円、40年8月から41年6月までを3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から39年10月31日まで

私は、A社で社会保険や雇用保険などの事務を担当し、厚生年金保険の脱退手当金制度についても承知していた。このため、同社を退職する際に脱退手当金を請求するつもりで裁定請求書を作成したが、支給額を確認したところ、思ったより低いことが分かったため、請求しなかった記憶がある。また、当時作成した裁定請求書は、使用しないまま、今も保管している。

脱退手当金を受給していないことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を記載することとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和40年12月27日に支給されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成5年3月まで

私は、勤務先を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は月々納付するか、年間でまとめて納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち最初の3年間ぐらいは国民年金保険料の納付について母に任せていたため定かではない面があるとしている。

また、申立人の母から当時の申立人に係る保険料の納付状況について聴取することは困難であり確認できない上、申立人の母の申立期間における保険料の納付状況を見ても、一部過年度納付を行っている期間があるものの大半は未納であるなど、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は4年6か月間という未納期間は長過ぎ、少なくとも最後の1年間ぐらいは1年分まとめて保険料を納付していたはずであるとしているものの、具体的に自身で保険料の納付を開始したとする時期は明確ではなく、記録上、平成5年度から開始したとされている保険料の前納を指している可能性も否定できない。

加えて、A市保管の申立人に係る年金記録においても、申立期間の保険料は未納とされており、社会保険庁の記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

申立期間の保険料は、納付が遅れたことはあったかもしれないが、必ず納付した。

このころはA市内の寿司屋に住み込みで勤務しており、少ない給料の中から納付していた。店に出入りしていた信用金庫の人に保険料を確かに手渡ししていた記憶がある。

また、記録上、申立期間のうち昭和58年4月から60年3月までが申請免除とされているが、当時、保険料免除の制度も知らなかった私が免除とされているのは不明であり、免除申請書が残っているのなら自分が書いた字であるのか確認したい。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自身でも毎年納付期限内での国民年金保険料の納付はできていなかったとしており、保険料の納付においては、納付の遅れはあっても年間4期(3か月単位)の各納付期限の翌月には納付を行っていたとしているが、そのほか、未納としていると催促があったのでこれにより納付していたともするなど、申立期間における納付時期及び納付回数に係る記憶は明確とは言えない。

また、申立人は、申立期間当時、店の仕事のため日中外出できなかつたことから、店に出入りしていた信用金庫の人に国民年金保険料以外の住民税や国民健康保険の保険料等もすべて納付を頼んでいたとしており、特に申立期間に納付していたとする国民年金保険料額についてもよく覚えていないとしている。

さらに、申立人は申立期間当時、保険料を1年分まとめて過年度納付した覚

えは無いとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間前の昭和 56 年度の保険料について、昭和 57 年 5 月に一括で過年度納付を行ったこととされているほか、申立期間のうち、57 年度についても、社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）に同年度 1 年分の保険料が現年度納付されず過年度分の取扱いとなったことを示す「納付書送付」の記載が認められることから、申立期間当時、申立人が主張するような形での納付が励行されていたとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間当時居住していた A 市が保管する被保険者名簿でも、申立期間のうち昭和 57 年度及び 60 年度は未納、58 年度及び 59 年度は申請免除とされているなど、社会保険庁の記録との齟齬^{そご}も無い。

このほか、申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月、54年7月から同年12月までの期間、55年2月、56年7月から同年10月までの期間及び平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月
② 昭和54年7月から同年12月まで
③ 昭和55年2月
④ 昭和56年7月から同年10月まで
⑤ 平成4年1月

国民年金への加入は20歳からの義務なので、私がA市役所へ行って加入
手続をした。保険料は、昭和42年ごろは母にお金を預けて、母が集金人に
払ってくれたと思う。その他の申立期間は、私が郵便局、銀行、信用金庫等
で納付した。

領収書は無くしてしまったが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも厚生年金保険被保険者であった期間の後の期間である
が、申立人は、これら期間について厚生年金保険から国民年金への切替えに伴
う国民年金被保険者資格取得手続を行った記憶は無いとしている。

また、申立期間における国民年金保険料の納付についても、自身で保険料の
納付を行ったとする申立期間②、③、④及び⑤については、郵便局、銀行、信
用金庫等で納付したとするのみで納付時期の記憶は明確ではなく、保険料額に
ついての記憶も無いとしている上、申立人の申立期間①の国民年金保険料を納
付していたとする申立人の母も既に死亡していることから、保険料納付の状況
は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月に払い出されており、
このころ申立人は国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられる

が、この手続による国民年金被保険者資格取得日は同年7月26日とされている上、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は同年7月に初めて被保険者資格を取得したとされたことになり、申立期間①当時は国民年金には未加入であったものとみられる。

加えて、申立人は、昭和55年11月に婚姻し、56年11月に任意加入しているが、申立期間④当時は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、同期間は申立人にとって任意加入の対象となる期間であり、制度上、同期間について、さかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、同期間も未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

その上、申立人は、平成3年度の保険料を前納しており、平成3年8月以降は厚生年金保険被保険者となったことから、同年10月に同年8月以降の保険料が還付されているが、この還付は同年10月時点では適切な処理であり、申立人が申立期間⑤の保険料を納付するには4年1月に改めて厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要があったことになるが、前述のとおり、申立人はこの手続について行った記憶は無いとしている。

このほか、社会保険庁の記録では、申立期間はいずれも未加入とされており、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は外国籍なので、国民年金に加入できなかったが、昭和57年1月から外国籍でも加入できるようになったので、A市役所で加入手続を行った。その際、同市の担当者から「国民年金保険料8万円を納付しないと国民年金に加入できない。」と言われ、その場で8万円納付した。加入手続後60歳まで保険料を払い続け、社会保険事務所で年金受給手続を行った際、申立期間の未納を指摘された。加入当時の保険料は、1か月当たり7,000、8,000円ぐらいで徐々に高くなっていったと記憶している。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、外国籍でも国民年金に加入できるようになった昭和57年1月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、数日後に国民年金手帳を交付されたとしているが、その当時、申立人は42歳であり、この時点で国民年金に加入し、60歳の前月まで未納無く国民年金保険料を納付しても、年金受給権確保（保険料納付月数等が300か月必要。）ができなかった。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年11月12日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続において、資格取得日をさかのぼって57年1月1日とする事務処理がなされたものとみられる。一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された前年の60年5月に国民年金法が改正、61年4月から施行され、日本国籍を取得した者又は永住許可を受けた者で、在日期间のうち、国民年金の適用除外とされていた36年4月1日から56年12月31

日までの20歳以上60歳未満の期間については合算対象期間に算入されることとされた。このため、永住許可を受けていた申立人は、61年4月以降、60歳の前月まで一定期間保険料を納付すれば、国民年金受給権確保は可能であったことから、当該改正国民年金法が施行された同年に加入手続を行ったと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、加入手続の際に、A市役所の国民年金担当者から8万円の保険料を納付しなければ国民年金に加入できないと言われたとしているが、制度上、国民年金加入手続に際してそのような制限は設けられておらず、申立人の主張は合理的でない。

加えて、申立人は、国民年金加入後、保険料を毎月納付書により銀行か郵便局で納付したとしているが、A市では、申立期間当時、保険料は3か月単位の徴収であったとしており、申立人の主張と相違している上、申立人が加入当時、納付したとする保険料月額（7,000、8,000円ぐらい）は、記録上の納付開始時期である昭和61年度の金額（7,100円）と近く、申立期間当初の保険料月額（4,500円）とは乖離^{かいり}している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの期間及び同年10月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年3月まで
② 平成3年10月から4年4月まで

申立期間①及び②を含む昭和62年9月から平成4年8月まで勤めていた会社が、同年4月まで厚生年金保険に加入していなかった。そのため国民年金に加入し、自宅に送られて来る納付書で、私又は同居の母親が、金融機関等で保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和62年10月ごろに行われたものと推認される。このため、申立期間を含む国民年金加入期間(同年9月から平成4年4月まで)の保険料はすべてA市から送付される納付書により現年度納付することが可能である。しかし、同市が保管する申立人の被保険者名簿には、申立期間①の直前の昭和63年7月から平成元年3月までの保険料を2年3月に過年度納付したことが記載されており、同市から送付される現年度納付書では納付されていなかった状況がみられるほか、申立期間①の直後の期間についても納付に遅れがみられるなど、適切に納付が行われていなかった状況がうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料を未納にしていたために督促を受けた記憶は無いとしているが、社会保険庁のオンライン記録には、申立期間②の最終月である平成4年4月分とみられる過年度納付書が6年4月に作成されたことが記録されており、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、納付書が送付されれば

納付していたと思うとするのみで、申立期間前後の保険料納付済みとされている期間を含め、具体的な納付方法、納付金額及び納付場所についての記憶は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付した可能性のある申立人の母親も、申立人と同様、保険料の納付方法等の記憶は無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から44年5月まで

私は、昭和39年に会社を退職し、自営業を営むためA市B区役所に行き、いろいろ手続を教えてもらっていた時、国民年金に加入する必要があることを知り、その場で、加入手続を行った。その後は、同区役所の窓口で保険料の納付を続け、結婚後は、妻が夫婦の分を納付していたのに、申立期間が妻のみ納付で私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年に会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年2月にC町で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時にA市B区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の受領については記憶が無く、唯一所持する年金手帳は、申立期間後の昭和49年11月に使用が開始された年金制度共通のものである。当該年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」には平成6年9月29日と記載されており、これは社会保険庁が記録している申立人の資格取得日と一致している。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成7年2月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、婚姻（昭和41年7月）前は自らが国民年金保険料を納付していたとしているが、集金人に納付したことは無いので、区役所で納付し

たと思うとするのみで、納付方法についての具体的な記憶は無い。

加えて、申立人は、婚姻後はその妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付していたとしており、妻は婚姻前に国民年金の加入手続を行い、婚姻後の申立期間の保険料は納付済みと記録されている。しかし、申立人の妻に聴取しても、申立期間当時の保険料の納付については記憶が無いとしており、申立期間当時に、妻のほか申立人の保険料も納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間当時、私は実家で、近所の小中学生を対象に塾を開いていた。両親の勧めで国民年金に加入し、それ以降、自分自身の収入から父親に国民年金保険料を渡し、父親経由で納付してもらっていた覚えがあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の申立期間当時にA市で国民年金に加入し保険料を納付していたとしている。しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻（昭和38年5月婚姻届）後の同年6月に、婚姻後の姓で、B市で払い出されたことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時にA市において、申立人の婚姻前の姓で国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、婚姻後の昭和38年6月ごろにB市で行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB市の記録では共に、申立人の国民年金の資格取得日は、申立人が結婚式を挙げたとする日と同日の昭和38年4月*日とされている。このため、申立期間は、国民年金の資格取得日以前の無資格期間であり、加入手続後に申立期間にさかのぼって保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続はその父親が行い、

保険料納付も申立人が渡した現金により父親が行ったとしているが、父親が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から49年12月まで

20歳で結婚した後、母親に国民年金への加入を勧められ、自分でA市B区役所へ行き、加入手続をした。毎月、自宅に集金人が来て、保険料の印紙を国民年金手帳に貼り付けていた記憶がある。その国民年金手帳は家を建て替えた際に紛失して今は無いが、申立期間の保険料は納付していたはずであるので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和36年2月）後にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月に同区で払い出されたと記載されており、申立人は申立期間当時から住民登録の異動は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する申立人の被保険者名簿では共に、申立人は昭和50年1月24日に任意加入として国民年金の資格を取得したと記載されている上、申立人が唯一所持する国民年金手帳（同年2月発行）にも同様に記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和50年1月に行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間当時は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったため、申立人は国民年金の任意加入の対象者に該当し、任意加入の対象期間について

は、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料納付することもできない。

加えて、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の記憶は、申立期間当時のA市の集金人の集金頻度（3か月）とは異なる上、申立期間は155か月と長期に及ぶが、その間の保険料額について、申立人は、最初のころは月額50円から80円であったと、その友人から聞いたとするのみで、申立人自身の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私が大学で研究員をしていた昭和48年6月ごろ、下宿先に国民年金保険料の集金人が訪れた。国民年金に関する説明を受け、それに納得したので、その場で指示された1年分の保険料をまとめて納付し、領収書を受け取った。また、次年度も同様に1年分まとめて納付した。証拠になるようなものは何も残っていないが、納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月ごろに、A市B区の下宿先を訪れた集金人から国民年金の説明を受け、指示された1年分の保険料をまとめてその集金人に納付したとしている。しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金に加入した記録は無く、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。このため、申立人は国民年金に加入したことは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、集金人に1年分の国民年金保険料をまとめて納付し、領収書を受け取ったが、国民年金手帳は受け取っていないとしている。しかし、A市では、申立期間当時、国民年金手帳は本人保管で、集金人は、国民年金手帳による印紙検認方式で保険料徴収を行っていたとしており、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から48年3月まで

私の国民年金加入手続は母親が行い、保険料を納付してくれていたと思う。昭和39年秋ごろA町に転居してからは、自分で地区の組長に保険料を納付していた。組長が納付書を持って集金に来て、保険料を納付し領収書を受け取っていた記憶がある。証拠になるようなものは何も残っていないが、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和39年秋ごろにB市からA町に転居するまでは、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人は、A町に転居してからは、自身が国民年金保険料を地区の組長に納付したとしているが、同町に転居後の国民年金の手続(住所変更手続等)についての記憶は無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和50年1月に社会保険事務所からA町に払い出されたものの一つであり、申立人には、同年3月から同年5月までの間に払い出されたことが社会保険庁の記録により確認できる。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に申立人が居住していたとするB市及びA町で申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和50年3月から同年5月までの間に行われ、その際に36年10月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、保

険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間直後である昭和 48 年度及び 49 年度の国民年金保険料が昭和 50 年 7 月に過年度納付されたことが記載されており、A 町に転居してからは、毎月集金に来る地区の組長に保険料を納付していたとする申立人の説明と相違する。このため、申立人の国民年金加入手続が同年 3 月から同年 5 月までに行われ、加入手続後、同年 7 月に過年度納付が可能であった 48 年度及び 49 年度の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その上、申立人の国民年金加入手続が昭和 50 年 3 月又は同年 4 月に行われていた場合には、申立期間のうち 48 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、その直後の昭和 48 年度及び 49 年度の保険料を過年度納付したことについての記憶も無く、上記期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の国民年金の加入手続や保険料納付は、母親が行ってくれていた。母親は他界しており、詳しいことは分からないが、きちんと納付してくれていると思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月に社会保険事務所から申立人が居住していたA市B区に払い出されたものの一つであり、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年6月27日である。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に同区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年6月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、申立人は未加入であったことから、その母親が申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の記載から、申立期間直後である昭和37年度及び38年度の国民年金保険料が納付書により納付されたことが確認できる。これは、申立人の母親が昭和39年6月ごろに申立人の国民年金加入手続を行った時点で、時効とならず納付可能であった期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然であるほか、加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立期間当時に申立人と同居していたその弟及び妹の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されている。このことから、申立人の母親は、申立人とその弟及び妹の国民年金加入手続を一緒に行ったものとみられるが、弟及び妹についても、申立期間の保険料は未納である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年3月まで

申立期間当時は、A市で、自営業の姉と同居し、姉の店で姉と一緒に働いていた。姉が、店に来ていた集金人に私の国民年金の加入手続を行い、保険料は姉妹の分を一緒に店で集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行ったとするその姉は、A市で姉が経営していた店舗で申立人が働いていた申立期間当時に加入手続を行ったとしているが、その時期についての明確な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人及びその姉が昭和47年8月にB市へ転居する直前の同年6月にA市で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳も同年6月発行のものである。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に同市で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和47年6月ごろに行われ、その際に申立人が20歳になった44年1月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には、申立人は国民年金に未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間直後の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料を、申立人の姉は同年6月に、申立人は同年7月に納付したことが申立人姉妹の所持する領収書により確認でき、当該期間の保険料を申立人姉妹が一緒に納付した状況はみられない。このことから、申立人の姉が同年6月に当該期間の

保険料を納付し、申立人は、同月に国民年金の加入手続を行った後に送付された納付書により、同年7月に当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を特例納付又は過年度納付することが可能であるが、申立人は、その当時に、過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、申立期間の保険料が特例納付又は過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間当時はA市で自営業をしており、店に来ていた集金人に100円ずつ国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったと思うとしているが、その時期についての明確な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年10月にA市で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同市で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。申立人は、35年ごろに同市へ転居しており、同市への転居前に国民年金の加入手続は行っていないと述べているところ、戸籍の附票の記録では、同市への転入日は37年4月とされており、少なくとも同年4月より前に加入手続を行ったとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和38年10月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、申立人は国民年金に未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、A市が保管する申立人の被保険者名簿には、申立期間直後の昭和38年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月に納付し、その後は3か月ごとに納付したことが記載されている。このことから、申立人は同年10月ごろに加入手続を行い、その後、申立人宅を訪れた集金人に同年4月から同年12月までの保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和36年7月から38年3月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、その当時に、過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和23年8月31日から同年12月1日まで

私は、高校卒業後、昭和20年4月にA社に入社した。また、23年11月30日まで同社B支店に勤務していた。入社当初から6か月間及び退職前の4か月間について厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された在籍証明書により、昭和20年4月16日から23年11月19日までの期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①については、A社が保管する人事記録によると、申立人は昭和20年4月に見習社員として入社しており、申立人と同期入社した同僚2人にも見習の表示があり、申立人及び当該同僚のうち1人は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当時、同社では入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況が認められる。

また、上記の同僚と異なる同僚2人も、入社と同時に厚生年金保険の資格を取得した記憶は無いと証言している。

申立期間②については、A社は、「B支店については、大地震後の混乱の中で、社員の厚生年金保険の資格喪失手続きが行われ、昭和23年11月ごろに厚生年金保険の資格を再取得させるまで保険料は控除していなかったものと認識している。」と回答しており、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿によれば、当時の同僚6人も同年7月から同年10月まで被保険者記録の無

い者が3人、同様に同年9月まで被保険者記録の無い者が3人確認できることから、同僚についても、申立人とほぼ同様の被保険者期間の欠落が確認できる。

このほかに、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から 47 年ごろまで
② 昭和 47 年ごろから 48 年ごろまで
③ 昭和 50 年ごろから 53 年ごろまで
④ 昭和 56 年ごろから 57 年ごろまで
⑤ 昭和 61 年 8 月から 63 年ごろまで

私は、申立期間①にA社、申立期間②にB社、申立期間③にC社、申立期間④にD社、申立期間⑤にE社に勤務していたが、いずれの申立期間についても厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和 48 年 2 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が当該期間に適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人が記憶していた同僚は、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社の新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間の一部の期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、B社は平成 3 年 11 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が当該期間に適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人は、当該期間に国民年金保険料を現年度納付していることが

確認できる上、申立人が記憶している同僚は、当該期間当時、国民年金の被保険者となっている。

- 3 申立期間③について、当該期間に勤務していた同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は平成10年5月*日に解散しており、当時の関係資料を確認できないことから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚一人は、当該期間の被保険者原票に名前が無いことから、当時、C社では、必ずしも社員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった状況がうかがえる。

さらに、C社の被保険者原票には、当該期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、当該期間においてC社は雇用保険の適用事業所であったが、申立人には、同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

- 4 申立期間④について、社会保険事務所には、D社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無い。

また、申立人は、当該期間中の昭和56年8月に国民年金の強制加入被保険者となっている上、申立人の配偶者も、同年10月から国民年金保険料を現年度納付している。

- 5 申立期間⑤について、当該期間に勤務していた同僚の証言から、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の記憶している同僚の名前は、E社に係る社会保険庁のオンライン記録に無い上、申立人は、当該期間において、昭和62年度以降の国民年金保険料について免除申請を行っていることが確認できる。

また、E社に係る社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、当該期間においてE社は雇用保険の適用事業所であったが、申立人には、同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

- 6 このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月ごろから 29 年 3 月ごろまで
② 昭和 38 年 4 月ごろから 43 年 2 月ごろまで

私は、申立期間①にA社で勤務していた。また、申立期間②はB社で代表取締役として勤務していた。

しかし、申立期間には、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の所在地、当時の事業主の名前等を記憶していることから、期間は明らかでないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所には、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局にも、同社が法人登記された記録は無い。

また、当時の事業主の子は、「事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記憶は無い。また、株式会社等の法人組織になった記憶も無い。当時の事業主は死亡しており、当時の関係書類は無い。」と証言している。

さらに、申立人は同僚の名字しか記憶しておらず、同僚を特定できないため、申立てに係る証言を得ることもできない。

2 申立期間②について、申立人は、商業登記簿謄本により、当該期間当時、B社の代表取締役に就任していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所には、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無い。

また、申立人がB社の社会保険事務を担当させていたとする役員は、当該期間当時、国民年金に加入して保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、同僚の名字しか記憶しておらず、同僚を特定できないため、申立てに係る証言を得ることもできない。

- 3 このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月ごろから 20 年 3 月まで
私は、昭和 19 年 4 月ごろから 20 年 3 月まで、A 社 B 支店に勤務していた。働いていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は同僚についての記憶が全く無く、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 115 人（連絡先の判明した者は 40 人）のうち 10 人と連絡が取れたが、いずれの者も申立人を覚えていない。

また、申立人は、「A 社 B 支店の後の C 社を辞めた際には、厚生年金保険被保険者証を同社から受け取り、次の D 社に提出した記憶があるが、A 社 B 支店を辞める際には、被保険者証を受け取った記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人は、「D 社に勤務していたとき（被保険者期間は昭和 23 年 12 月から 26 年 3 月まで）は健康保険証を使った記憶があるが、A 社 B 支店では何度か医院で診療を受けたのは覚えているが、健康保険証の使用や治療費の支払については記憶が無い。」としている。

加えて、A 社は、申立期間当時の資料は無いとしているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も保険料控除について覚えていないとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和34年2月1日から正社員として勤務していたが、社会保険庁の記録では、同年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したこととされている。申立期間中に子供が生まれていることから、失業覚悟で前の勤務先であるB社を退職するはずもなく、失業保険ももらっていない。また、A社には知人の紹介で入社したので、現在の社会保険庁の記録のように、わずか1か月で退職して遠く離れたC県にあるD社に入社するはずもない。

A社に入社する際、厚生年金保険被保険者証を会社に渡しているのので、申立期間中に厚生年金保険料が控除されていたはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の勤務場所、作業内容等に係る申立人の記憶は具体的であり、同僚の証言とも一致していることから、期間は特定できないものの、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和34年11月1日以前に、申立人が同社において、その主張する作業に従事していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のA社の事務員は、「当時は、会社をすぐ辞められると困るので、入社してすぐに社会保険に入れてもらえなかった人は多かったのではないか。」としている上、同社の複数の従業員の証言及び社会保険庁の記録によれば、事業主及び事業主の息子二人を含む数人について、入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期が数か月相違していることから、同社は当時、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行わない取扱いをしていたものと考えられる。

また、A社は昭和44年11月5日に全喪しており、申立期間当時の資料は保

管していないとしているため、申立人の同社における在籍記録及び厚生年金保険の取扱いは確認できない上、当時の事業主も既に死亡しており、証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、A社に、昭和 35 年 8 月から 41 年 8 月まで継続して勤務していた。38 年 2 月 1 日ごろにB事業所へ異動してから 39 年 7 月 1 日までの期間、保険料は間違いなく引かれていたので、事務・経理を一括して行っていたA社又はC社での厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、当時、法人ではない事業所であり、社会保険庁長官の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることができる事業所であったことから、社会保険庁が保管する記録にB事業所の記載が無いことを踏まえると、同事業所は、厚生年金保険を任意適用していなかったものと考えられる。

また、B事業所における申立人の前任者も、申立期間においてA社及びC社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、A社及び同社の関連会社においては、従業員が、厚生年金保険の適用事業所でない事業所に勤務する期間については、被保険者としなない取扱いをしていたものと考えられる。

さらに、申立期間当時、A社及び同社の関連会社において社会保険事務を担当していた同僚は、「A社からB事業所に異動したのは、申立人だけだったと記憶している。私はA社及び同社の関連会社の社会保険手続をしていたが、B事業所は担当していなかった。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿におけるA社での2回目の資格取得日は昭和 39 年 7 月 1 日となっており、社会保険庁の

オンライン記録と一致しているとともに、同社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月5日から28年6月19日まで
申立期間にA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した資料の記載内容及び当時の勤務実態に関する申立内容から判断して、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社には本店勤務者とB支店勤務者がいたところ、社会保険事務所の記録によると、同社本店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年10月1日からであり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、B支店の当時の支店長は、「当時のB支店勤務者の名簿に申立人の名前は無い。」と証言している。

また、申立人の提出した資料には、当時、健康保険に入っていなかったことをうかがわせる記述があるとともに、同僚の一人は、「新規適用日前は、健康保険証が無かった。」と証言している。

さらに、A社本店の新規適用時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者について、それ以前のB支店での被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 11 月 19 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が引き下げられているが、実際に支給を受けていた給与と明らかに異なるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、平成 13 年 8 月以降、従前の 47 万円から 11 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当時、A 社と顧問契約を交していた社会保険労務士事務所によると、同社が業績不振のため賃金体系を見直し、従業員に説明した後、平成 13 年*月から新賃金体系に基づく処理を行い、新賃金体系により引き下げた標準報酬月額（11 万 8,000 円）で保険料控除を行っていた旨回答している。

また、新賃金体系実施の基礎となる資料に記載された賃金は、申立期間に係る「市民税・県民税 特別徴収税額の通知書」及び「給与支払報告書」の給与支払金額及び社会保険料の金額とほぼ一致しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に見合う保険料額であったと推認できる。

さらに、申立人の同僚についても、申立人同様、標準報酬月額が引き下げられているが、その時期は、新賃金体系により給与が支払われた時期に合致する。

加えて、A 社は平成 15 年 10 月 18 日に全喪しており、事業主とは連絡が付かない上、社会保険労務士事務所にも、賃金台帳を始め申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 51 年 9 月まで
昭和 44 年 8 月に A 社に入社し、47 年 * 月に結婚式を挙げた。その費用は 46 年 11 月から 47 年 * 月までの給与で賄えた記憶がある。申立期間について、標準報酬月額が低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額に係る記録が遡^{そきゅう}及して訂正された形跡はうかがえない。

また、A 社は平成 2 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主によれば、金額等については資料も残っていないため分からないと証言しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、A 社の複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない上、当時の同僚は、給与明細書等は保管しておらず、厚生年金保険の取扱い等についても記憶が無いと証言している。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額について、昭和 47 年 10 月から 48 年 10 月までは 13 万 4,000 円、同年 11 月から 49 年 9 月までは 20 万円と記録されているところ、申立人は当該期間についても標準報酬月額が相違していると主張しているが、13 万 4,000 円及び 20 万円はそれぞれ当時の標準報酬月額の最高額で、これ以上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは推認できない。

このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 63 年 8 月まで
昭和 57 年 10 月から標準報酬月額が下がっているが、入社以来給与が下がったことは無い。当時の年収は 550 万円ぐらいだったと思うので、標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店は、従業員名簿により申立人の本給は分かるが、それ以外の賃金台帳及び社会保険関係資料は無いとの回答で、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、A社B支店の従業員名簿により、申立人の本給は定期昇給により毎年上昇しているが、社会保険庁の記録によると、昭和57年10月には標準報酬月額が下がっていることが確認できるところ、同僚の従業員名簿によれば、申立人と同様、本給は昇給しているが、社会保険庁の記録では標準報酬月額は同額又は下がっていることが確認できることなど、同事業所の複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない上、当時の同僚は、給与明細書等は保管しておらず、厚生年金保険の取扱い等についても記憶が無いと証言している。

このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月31日から26年2月5日まで
② 昭和26年9月25日から27年3月1日まで

A社に昭和24年8月31日に入社し、26年7月に退社した。同社の前半の部分の記録が足りない。B社には、同年7月に入社し、27年2月末日に退社した。同社の後半の部分の記録が足りない。A社及びB社の記憶している同僚はC氏である。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社によれば、当時の資料は無く、申立人は同社に勤務していたが、その期間は分からないとの回答で、申立人の勤務期間、厚生年金保険の取扱い等が確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち一人は、「申立人は自分より前からA社に勤務していたが、いつからいたかは分からない。自分は、昭和24年10月に入社したが、当時、会社から厚生年金保険の加入資格が無いため加入させないと言われ、未加入であった。自分の記録も入社から約1年半後の26年2月からしか記録が無い。」と証言し、また、他の二人は厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間①当時の同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

申立期間②について、B社の元事業主によれば、「当時の資料が無く、詳細は分からないが、申立人は同社に2か月ほど勤務し、勤務条件でもめていった

ん退職した。その後、再度入社した。再入社後の厚生年金保険被保険者記録が無いのであれば、しばらく様子を見ていたためではないか。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は死亡しているが、同人の遺族によれば、「主人はB社入社後2か月で一度退社した。その後、しばらくして主人は再度同社に入社した。」と証言しており、社会保険庁の記録によれば、申立人と同日の昭和26年9月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、事業者名は不明なものの、同年10月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年9月ごろまで

私は、昭和19年から21年にかけて、A社の船舶に乗っていたが、年金の被保険者記録を確認したところ、20年9月ごろから21年9月ごろまでの同社所有のB船に乗り、事務職として働いていた時の記録が無いことが分かった。

証明できる資料等はないが、B船に乗っていたことは間違いないので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人がB船の船長であったと記憶している者は、昭和20年4月1日から27年3月1日までA社所有の同船（申立期間当時は、C社の管理下。）に船長として乗っていたことが確認できるほか、申立人がC社D支店の事務員であったと記憶している者及びB船における業務の引継ぎを行ったと記憶している者の2人についても、申立期間当時、それぞれC社D支店の厚生年金保険被保険者及びA社の船員保険被保険者であったことが確認できる。

しかし、当該3人はいずれも既に死亡しているか、連絡先が不明であるため、事情を聴取することはできない。

また、申立人は、船長以外にはB船の同僚の名前を記憶していない上、社会保険事務所が保管しているA社の船員保険被保険者名簿には船舶の区分は無いため、同社の多数の被保険者の中から、同船の同僚を選別することは困難であり、申立人が記憶している者以外の同僚から事情を聞くこともできない。

さらに、A社に照会したが、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていないとしている。

加えて、申立人は、船員手帳を保管しておらず、ほかに、申立人が申立期間にB船に乗っていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月20日から45年10月28日まで

私は、昭和42年1月にA社を退職した後、すぐにB社に入社した。

時期は忘れたが、B社が倒産したため、その後継会社のC社に引き続き勤務し、同社が閉鎖されるまで勤務していた。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社の厚生年金保険被保険者記録は無い上、C社における被保険者資格取得日が昭和45年10月28日とされており、申立期間の記録が無い。

申立期間にB社及びC社に勤務していたことは確かであるし、当時、健康保険証を使用した記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、B社における昭和43年3月1日から同年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該同僚は、申立人が同事業所に勤務していたと証言している上、申立人は申立期間に同事業所における被保険者記録が確認できる者を複数記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことについては推認できる。

また、申立人は、B社の倒産後は引き続きC社に勤務していたとしているところ、同社の事業主はB社の被保険者であることが確認できるとともに、同社全喪時の被保険者6人中4人は、C社の厚生年金保険の新規適用日に同社の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社の被保険者記録が確認できる複数の者が申立人はB社とC社に勤務していたと証言していることから、申立人はその主張どおり、B社及びC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社については、申立人が一緒に同事業所に入社したと記憶してい

る申立人の父及び自分らより後に入社したと記憶している申立人の叔父も同事業所における被保険者記録は無い上、C社における被保険者記録が確認できる者の中には、申立人と同様にB社とC社に継続して勤務していたにもかかわらず、B社における被保険者記録が無いとする者が複数みられるとともに、申立人が記憶していた同僚についても、自分が記憶している入社時期は昭和42年4月ごろであるにもかかわらず、資格取得日は約1年後の43年3月1日であるとしていることから、同事業所においては、被保険者資格の取得手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

また、C社については、申立人が一緒に勤務していたと記憶している申立人の父の資格取得日は、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和43年9月の約1年後の44年8月1日であるとともに、同社における被保険者記録が確認できる者の中には、申立人と同様にB社とC社に継続して勤務していたにもかかわらず、資格取得日が同社の新規適用日とされていない者が複数みられ、申立人が記憶していた同僚についても、B社とC社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社の資格取得日は同年10月1日であることから、同社においても、被保険者資格の取得手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のC社における資格取得日はいずれの記録も昭和45年10月28日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

加えて、B社及びC社は、いずれも全喪している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできず、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
② 昭和 58 年 9 月 5 日から 59 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた各申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、両事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立てに係るA社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶していたA社の事業主名や事業所の所在地の情報に基づき調査した結果、同社の事業主及び複数の同僚の連絡先等が判明したが、社会保険事務所の記録によると、いずれの者も同社に勤務していたとみられる期間は厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できるとともに、事情聴取できた事業主、当時の支配人及び複数の同僚は、いずれの者も「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立期間①当時は国民年金に加入していた。」としている。

申立期間②について、B社が保管している昭和57年2月1日（健康保険整理番号*）から59年4月1日（同番号*）までの厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に申立人の名前は無く、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している同僚は、B社に勤務していたとみられる期間については厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できるところ、当該同僚は、「申立期間②当時は、自分も

申立人もパート勤務であった。」としている上、当該同僚のほか、同社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に聴取したところ、「申立てに係る事業所（C支店）には20人程度の従業員が勤務していたが、女性はパート勤務が多かった。」としているとともに、中には、「自分も入社から1年間はパート勤務扱いで厚生年金保険の被保険者とはされなかった。」とする証言もあることから、申立期間②当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

さらに、申立人の雇用保険の記録によると、B社の前後の事業所については雇用保険の被保険者記録がある一方、同社については雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月10日から44年4月21日まで

厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金という制度があったことも知らず、脱退手当金を受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険整理番号の前後 25 人、計 50 人のうち、脱退手当金の受給資格を有する女性 25 人 について調査したところ、22 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、この全員が厚生年金保険の資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、申立ての事業所は、「当時、脱退手当金については従業員に代わって社会保険事務所への請求手続を行っていた。」としていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 8 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から22年4月1日まで

A社発行の在職証明書によると、昭和20年11月1日に同社に入社したことが確認できるが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している在職証明書により、申立人が昭和20年11月1日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社B支店は、申立期間について、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったと推測され、申立人と同日に厚生年金保険被保険者記号番号を払い出されている同僚6人も、申立人と同日の昭和22年4月1日(同社B支店の厚生年金保険新規適用日と推測される日)に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は「申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては、事業所単位で手続を行っていたことは分かっているため、申立人が勤務していたA社B支店において資格取得手続を行っていたと思われるが、資格取得手続に関する資料は残っておらず、同事業所における厚生年金保険の取扱状況については不明である。」旨回答している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は既に他界しており、当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 8 日まで
② 昭和 38 年 5 月 21 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月後の昭和43年6月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず、昭和49年4月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月2日から29年9月25日まで

私は、結婚を契機に申立てに係る事業所を退職したが、金には不自由していなかったため、脱退手当金を受け取るはずがない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和30年6月22日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、51年8月7日まで厚生年金保険の被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月8日から24年8月4日まで
② 昭和25年7月5日から37年1月20日まで

私は、脱退手当金裁定請求書を提出して、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、被保険者として復活させ、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿及び原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年1月20日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした34人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、30人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち26人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が上司・同僚として名前を挙げた3人のうち連絡が取れた2人は、「何となく脱退手当金をもらったのを覚えている。当時は、退職時に受給する者が多かった。」、あるいは、「当時は、退職する女性のほとんどが脱退手当金を受給していた。」と証言している。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月26日から25年9月25日まで
② 昭和25年11月1日から26年9月8日まで
③ 昭和27年4月1日から32年5月17日まで

社会保険事務所で脱退手当金を受給していると言われたが、私は、脱退手当金を受け取った覚えは全く無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年6月27日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月2日から27年10月1日まで

私は、ねんきん特別便を見て、脱退手当金の支給記録があることに気付いたが、受給した記憶が無いので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和27年11月25日に支給されているほか、被保険者台帳には脱退手当金を支給した旨記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から40年3月21日まで

私は、A社で勤務していた期間の脱退手当金の手続をしたことも、受け取った覚えも無いため、年金記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿及び原票の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年3月21日の前後、35年から49年までの資格喪失者89人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給権者41人中21人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち12人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の者は、事業所が請求手続をしたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和40年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。